

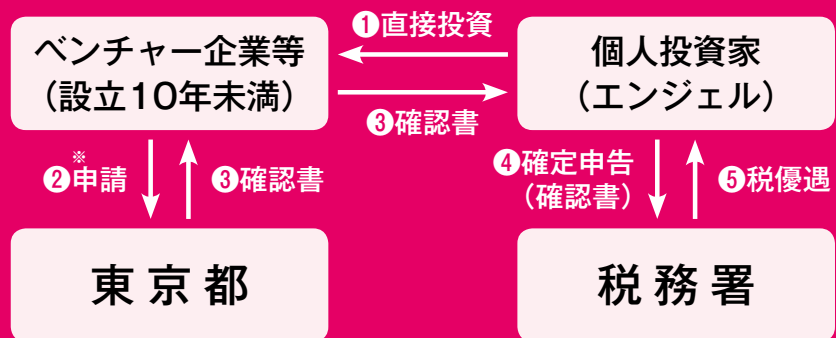
# ベンチャー企業等の 資金調達につながる 税優遇制度

## エンジェル税制のご案内



### エンジェル税制とは

創業間もないベンチャー企業等に対して、個人（エンジェル）が投資した場合に、その個人の所得税等を優遇する措置のことをいいます。



※申請を先に受けることもできます（事前確認制度）

### エンジェル税制を利用するメリット

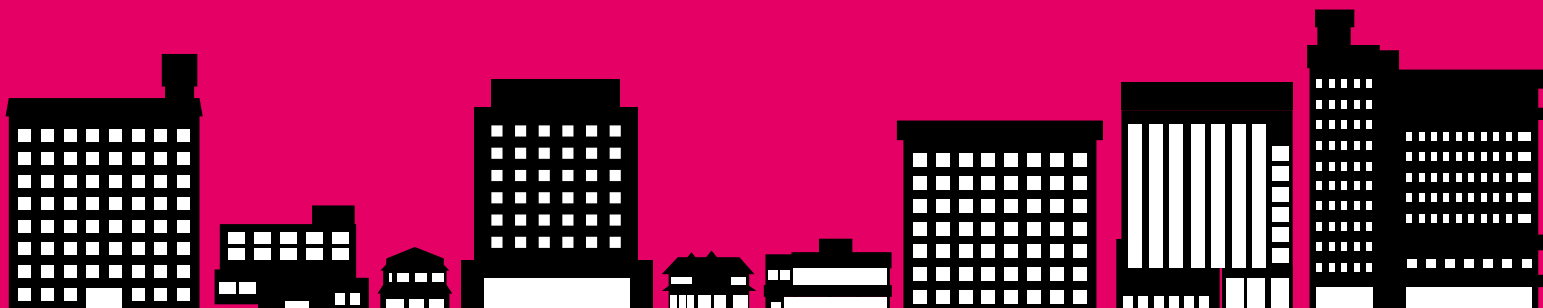
#### 【企業のメリット】

- 個人投資家（エンジェル）からの投資を受けるチャンスが増えます。
- 投資を呼び込む企業だとアピールできます。（事前確認制度利用の場合）
- 上場を目指す企業の場合、資本政策を検討するきっかけとなります。

#### 【個人投資家のメリット】

- 投資相当額を総所得金額から控除できます。
- 投資額全額を株式譲渡益から控除できます。
- 株式売却時に損失が発生した場合の所得が控除できます。

 東京都



# 税優遇の内容



## (1) 投資した年に受けられる所得税の優遇措置

い  
ず  
れ  
か  
を  
選  
択

**優遇措置①** 設立3年未満の企業への投資であること  
[対象企業への投資額-2000円] をその年の総所得金額から控除  
※控除対象となる投資額の上限：総所得金額×40%と1000万円のいずれか低い方

**優遇措置②** 設立10年未満の企業への投資であること  
対象企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除  
※控除対象となる投資額の上限：なし

## (2) 株式を売却し損失が発生した場合、受けられる所得税の優遇措置

対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できます。また、その年に相殺しきれなかった損失を翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）できます。

※対象企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰り越しができます。

※対象企業へ投資した年に上記(1)の所得税の優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

# ベンチャー企業等の要件



## 要件1 特定の株主グループからの投資の合計が5/6を超えないこと

- (1) 特定の株主グループとは、発行済み株式総数の30%以上を保有している株主（親族等）をさします。
- (2) 発行済み株式総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済み株式総数の5/6（約83%）を超えないこと。

## 要件2 大規模法人及び大規模法人グループの所有に属さない

- (1) 大規模法人とは、資本金1億円以上（資本金がなければ従業員1000人以上）の法人をいう。
- (2) 大規模法人グループとは、当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人
- (3) 所有に属さないとは、発行済み株式総数の1/2超を、一つの大規模法人グループに保有されていないこと、及び発行済み株式の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと。

## 要件3 未上場・未登録の株式会社で、風俗営業等に該当しない

## 要件4 中小企業であること ※中小企業基本法第2条

## 要件5 企業の設立経過年数に応じて次の要件を満たすこと

		設立経過年数	下記の要件	パターン
優 遇 措 置 ①	1年未満	事業年度：未経過	①	ア
		事業年度：経過	① & ② ② & ③	イ ウ
	1年以上2年未満	一つ選択	① & ②	イ
			② & ③ ② & ④	ウ エ
	2年以上3年未満	どちらか選択	② & ③	ウ
			② & ④	エ
優 遇 措 置 ②	1年未満	事業年度：未経過	①	オ
		事業年度：経過	① ③	カ キ
	1年以上2年未満	一つ選択	①	カ
			③	キ
			④	ク
	2年以上5年未満	どちらか選択	③	キ
			④	ク
	5年以上10年未満		⑤	ケ

要

①

研究者あるいは新規事業活動従事者が  
2人以上 かつ  
常勤の役員・従業員の10%以上

件

②

直前期までの営業CFが赤字

④

売上高成長率が25%超

③

試験研究費等が売上高の3%超

⑤

試験研究費等が売上高の5%超

※営業CF…営業活動によるキャッシュ・フロー

## 投資家個人の要件



- 要件1 金銭の払込みにより、対象企業の株式を取得していること。
- 要件2 対象企業が同族会社である場合、所有割合の大きいものから第3位までの株主割合を合計して、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していなこと。

※同族会社とは、その会社の3人以下の株主（及びその親族やその関係会社等）が当該会社の株式又は議決権を50%超保有している会社をいいます。

所有割合とは、持株割合又は議決権保有割合をいう

## 申請書類

※確認申請に必要な書類は、要件パターンによって異なります。



### 必須の書類

- 1) 申請書
- 2) 定款
- 3) 登記事項証明書
- 4) 株主名簿
- 5) 従業員数を証するもの
- 6) 投資契約書の写し など

### 要件により必要となる書類

- 1) 直前期の財務諸表・CF計算書
- 2) 確定申告書別表二
- 3) 税理士が署名した確定申告書別表一（一）
- 4) 法人事業概況説明書
- 5) 事業計画書
- 6) 法人設立届出書 など

※詳細は、下記HPをご覧ください。

## 手続きの方法



- 申請は通年で受け付けています。郵送による申請も可能です。
- 確認に必要な期間は原則1か月以内（通常の場合は2週間程度）
- 原則として、事前に必要書類をメールでお送りいただき、内容を確認の上、正式な書類を郵送していただいております。メールをお送りいただく前に下記窓口までご連絡ください。

※事前確認制度とは、ベンチャー企業等が個人から投資を受ける前にエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度です。事前確認を受けると、東京都及び経済産業省のホームページで会社名等を公表することができます。

### 【利用・相談・受付窓口】

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 エンジェル税制担当

TEL 03-5320-4677（直通）

FAX 03-5388-1462

mail S0000474@section.metro.tokyo.jp

HP <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/sougyou/angel/>